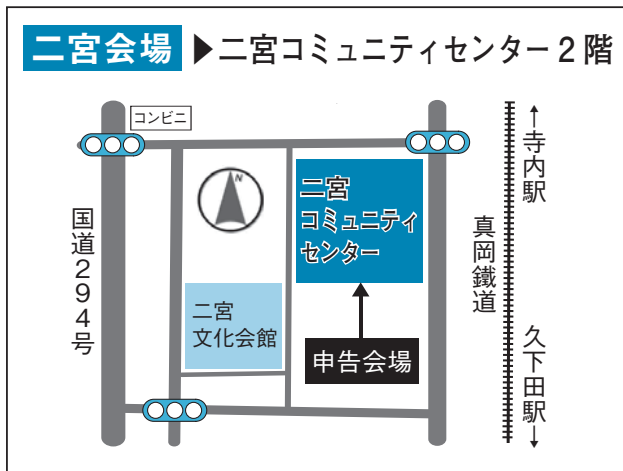
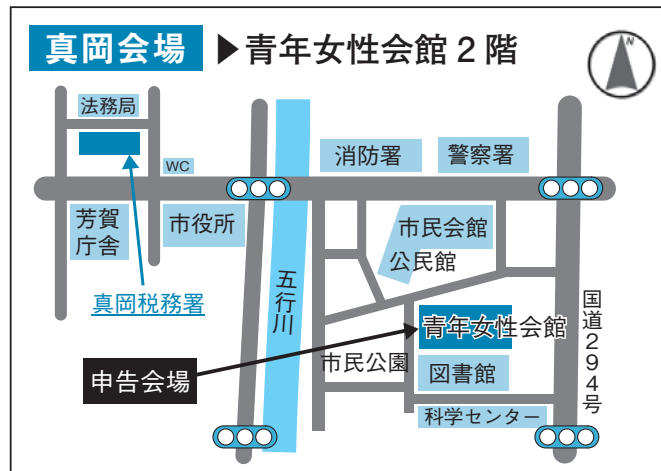


申告の日程

【期 間】2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日は除く
 【時 間】《午前》8時45分～11時30分 《午後》1時～4時

※真岡税務署は午前9時～午後5時までです。
 ※午前中に受付をした場合でも、混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますのでご了承ください。



月日	曜日	地区名 (真岡会場)
2/17	(月)	小林・八條
2/18	(火)	根本・須釜・南高岡・島
2/19	(水)	西田井・鶴田・青谷
2/20	(木)	君島・道祖土・東大島・東沼・西沼
2/21	(金)	飯貝・清水
2/24	(月)	田島・堀内・京泉
2/25	(火)	赤羽・下鷲谷・上鷲谷・下籠谷・原町
2/26	(水)	寺分・上大田和・下大田和・若旅・加倉・下大沼
2/27	(木)	寺内 雑損控除の申告受付 (全地区)
2/28	(金)	中・上大沼・粕田
3/3	(月)	大沼・長田・柳林・長田1・勝瓜・茅堤・小橋・伊勢崎
3/4	(火)	八木岡・熊倉町・熊倉1～3
3/5	(水)	台町・荒町・荒町2～4
3/6	(木)	東郷・西郷・中郷
3/7	(金)	亀山・上高間木・西高間木・上高間木1～3・亀山1～3
3/10	(月)	高勢町1～3・大谷台町・白布ヶ丘・東光寺1～3・大谷本町・大谷新町
3/11	(火)	田町・下高間木・並木町1～4 寺久保1・下高間木1～2
3/12～14・17		3/11までに申告ができなかった方

月日	曜日	地区名 (二宮会場)	
		午前	午後
2/17	(月)	本郷・旭町	寿多町・長島
2/18	(火)	春來町・境	寺山・程島
2/19	(水)	久松第一	久松第一・久松第二
2/20	(木)	大根田	丸山・阿部品
2/21	(金)	富永町・福居町・錦町・東町・豊住町	新石町・銀町
2/24	(月)	下大曾・石島	石島
2/25	(火)	長沼北	長沼南・谷貝新田
2/26	(水)	大道泉・西大島	上江連
2/27	(木)	古山	青田北・堀込
2/28	(金)	鷲巣・青田南	砂ヶ原東・砂ヶ原西
3/3	(月)	上大曾	上谷貝
3/4	(火)	東物井	東物井・下原
3/5	(水)	下物井・東鹿	上物井・西鹿
3/6	(木)	西物井1～2	沖・阿部岡
3/7	(金)	横田	大和田・水戸部
3/10	(月)	桑ノ川・南鹿・北鹿	反町・原分・三谷
3/11	(火)	高田	高田・高田新町・市之塚
3/12～14・17		3/11までに申告ができなかった方	

※上記の表の指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告することが可能です。

市・県民税の申告 所得税の確定申告

申告は2月17日(月)～3月17日(月)まで



申告が必要な方

- 平成25年中に営業・農業・その他の事業を営む方、地代・家賃収入のある方
- 給与所得者で次のような方
 - 給与の年収が2千万円を超える方
 - 給与以外に営業・農業・不動産所得や配当などの所得がある方
 - 2力以上から給与の支払を受け、年末調整で合算されていない方
 - 中途退職者や短期雇用者などで、年末調整されていない方
 - 雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受ける方
 - その他、年末調整などにより交付された「源泉徴収票」の各種所得控除や、金額に変更が生じた方
- 公的年金所得者で次のような方
 - 公的年金以外の所得がある方
 - 他の所得がない場合でも、各種所得控除(雑損控除・医療費控除・扶養控除など)を受けようとする方
- 生命保険金や満期返戻金等を受け取った方

申告に必要なもの

- 印鑑(朱肉を用いて使用する印鑑)
- 平成25年中(1月1日～12月31日)の1年間の収入が明らかになる書類
 - 年金、給与、報酬、賃金などの「源泉徴収票」や「支払証明書」など
 - 配当所得などの「利益配当金領収書」や「支払調書」
 - 生命保険一時金の「支払調書」など
 - 営業・農業・不動産所得などの場合は、収支内訳書など
- 印鑑(朱肉を用いて使用する印鑑)
- 平成25年中(1月1日～12月31日)の1年間の収入が明らかになる書類
 - 年金、給与、報酬、賃金などの「源泉徴収票」や「支払証明書」など
 - 配当所得などの「利益配当金領収書」や「支払調書」
 - 生命保険一時金の「支払調書」など
 - 営業・農業・不動産所得などの場合は、収支内訳書など



- 公共用地として土地を売却された方
- 公共事業用資産の買取り等の証明書
- 公共事業用資産の買取り等の申し出証明書
- 国民年金控除証明書または領収書
- 国民健康保険税の領収書
- 生命保険料(個人年金保険料)、地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書
- 医療費の領収書(保険金等で補てんされた金額がある場合は、その金額が分かるもの)
- 医療費の申告書類は、市税務課または税務署にあります。
- その他の所得控除や税額控除にかかわる証明書や領収書など
- ※源泉徴収票・証明書を紛失した方は、発行元に再発行を依頼してください。

ご注意ください

- 次の方は税務署での申告になります。
 - 青色申告の方、山林所得申告の方、畜産申告の方、譲渡所得(土地・株など)申告の方、住宅借入金等特別控除を初めて申告する方、東日本大震災などの災害を事由とする雑損控除を申告する方、事業用資産が東日本大震災で被災し損失の繰越が発生する方、平均課税を選択される方
- 農業事業者の方へ
 - 市税務課から「平成25年分農業所得収入金額必要経費一覧」を送付しています。該当する項目に、記入漏れのないよう金額等を記入して、申告時に持参してください。また、平成21年分申告から農業用設備の償却資産耐用年数が改定され、一律7年となっています。
- 事業所得(営業、農業、その他の事業による所得)のある方
 - 平成20年分申告から、既に減価償却済みの資産がある場合、残存価格(取得価格の5%)を5年間に分けて償却できることになりました。申告の際には、取得費と取得年月日の分かるものを持参してください。

所得税の確定申告と納税

所得税の確定申告と納税は、市・県民税の申告期間と同様に2月17日から3月17日まで(土・日曜日を除く)です。申告書を自分で作成し、所得控除等を受けるために必要な書類、印鑑等を持参して、税務署へ提出してください。また、申告書は郵便や信書便による送付、または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書を作成することができます。印刷すればそのまま税務署に提出することができます。

個人事業主の皆様へ

営業・農業などの個人事業主の方で、給与・賃金などを支払っている場合、支払った相手方が明確でない必要経費として差し引くことができませんので、住所・氏名・生年月日・支払額を把握の上、申告してください。

扶養の確認

給与所得者・年金所得者等で扶養控除を忘れていたり、他の納税者と重複して扶養控除を受けていたりした場合には、申告が必要です。